

鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者に対する特殊詐欺等被害や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐための機器の購入に要する費用に対して補助することにより、通話録音機能付電話機等の設置を促進し、特殊詐欺等被害の防止に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されており、かつ、居住していること。
- (2) 規則第4条の交付申請時において、満65歳以上の者であること。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税の滞納がないこと。
- (4) 当該年度の4月1日以降に通話録音機能付電話機等を購入した者であること。

2 前項に定めるもののほか、市長が本補助金を交付することに特別な事情があると認めた場合は、補助対象者とする。

(補助対象機器)

第4条 本補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、架電者に対して事前に通話を録音する旨を自動的に知らせ、かつ、当該通話を録音する機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であって、補助対象者がその住所地で防犯機能を適切に設定し、実際に使用するものに限る。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は除く。）の合計額とする。

2 前条に規定する補助対象機器は、1世帯につき1台に限るものとする。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内の額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付の申請及び請求に関する手続きを併合して行う。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

2 本補助金の交付申請は、補助対象機器の取り付け完了後、市長が定める日までに、鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し
- (2) 補助対象機器の購入に係る領収書（購入年月日、購入金額などの記載があるもの）の写し
- (3) 補助対象機器の防犯機能が記載されている保証書、カタログ又は取扱説明書等の写し
- (4) 申請者の振込口座の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（着手届を要しない場合）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

（実績報告）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

（財産処分の制限）

第10条 本補助金の交付を受けて購入した補助対象機器を使用する者は、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過するまでの間、補助対象機器を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売却、廃棄、貸与又は担保に供してはならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（調査への協力）

第11条 本補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

（その他）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行し、令和8年度事業から適用する

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金交付申請書兼請求書

鳥取市長 様

鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第 7 条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。

申請者（補助対象者）

住 所	〒 ー 鳥取市		
フリガナ		生年月日	大正 昭和 年 月 日 西暦
氏 名			
電話番号	ー ー		

購入機器及び交付申請額

機器の種類	☐ 通話録音機能付電話機 ☐ 外付け機器 （いずれかに ☒ ）							
購入した機器に繋がる電話番号	ー ー							
購入金額	円						・ 機器の購入費及び設置費 （税込み）	
補助金交付申請及び請求額	¥				0	0	円	・ 購入金額(税抜き)の 1 / 2 上限 1 0, 0 0 0 円 ・ 百円未満切り捨て

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業に関する目的以外には使用しません。

裏面あり

振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協		
	本店 支店 支所 出張所		
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

申請者名義以外への振り込みを希望する場合のみ、下記に記入してください。

私（申請者）は、上記口座への振込により、補助金の受領とすることに異議ありません。

申請者 住所 _____

氏名 _____

【添付書類（ ☐ にチェック）】

- ☐ 申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる公的書類（コピー）
（運転免許証、運転経歴証明書、健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証、住民票、マイナンバーカード（マイナンバーカードは、必ず顔写真の添付してある面だけをコピーしてください。）など）
- ☐ 機器を購入したときの領収書（コピー）
（購入年月日・品名・型番・購入金額・購入店舗名の記載のあるもの）
- ☐ 購入機器の保証書、カタログ又は、取扱説明書等、購入機器の品名・型番・主な仕様のわかるもの（コピー）
- ☐ 補助金の振込先銀行などの通帳（コピー）
（金融機関名、支店名、口座番号、名義人がわかるページ）

【誓約事項（ ☐ にチェック）】

補助金の申請に当たり以下の全ての事項について誓約します。

- ☐ 申請者は鳥取市内に住民登録があり、居住しています。
- ☐ 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていません。
- ☐ 市が審査のために住民基本台帳情報および市税情報を確認することを了承します。
- ☐ 購入金額は、申請者がその住所地において設置し、使用する新品の防犯機能付電話機等の購入費です。
- ☐ 補助金の交付後6年間は鳥取市の承認なしに機器を譲渡、交換、売却、廃棄、貸付け、担保に供しません。（補助金返還となる場合があります。）
- ☐ 市が実施する調査・アンケートに回答します。

市役所記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-------	-------	---